

遠野に活力を！

本市でも課題となつてゐる人口減少と少子高齢化。その現状を開拓するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて条例を制定しました。

今後、産業振興と雇用確保に関するさまざまな施策を展開していきます。

制度からのアプローチ 1

「産学官金労言」の役割と措置の権限を持たせた遠野市産業振興条例

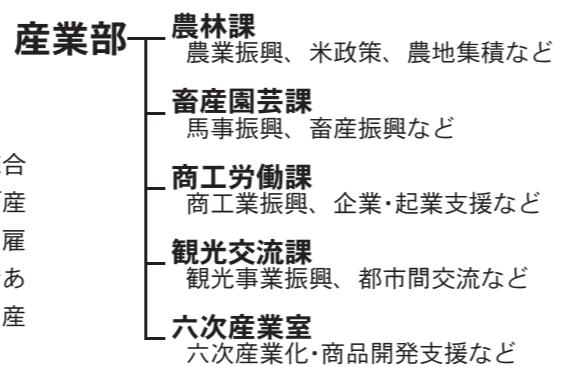
市の産業を盛り上げていくため、産(事業者)、学(大学などの研究機関)、官(行政)、金(金融機関)、労(労働者)、言(マスコミなどの情報発信)が連携して取り組むことが必要です。市は同条例を制定し、それぞれの役割を明確化。「財政」「行政」「金融」「税制」の4つの措置を講じていきます。



組織からのアプローチ 2

スピード感を持ってサポートを行う産業部を新設

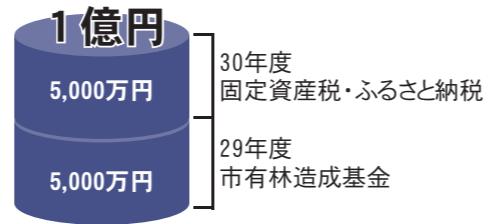
産業振興部と農林畜産部の2部6課2室を統合し、1部4課1室に組織をスリム化。新たに「産業部」として、スピード感を持った産業振興と雇用の確保に当たります。特に、市の基幹産業である農業を中心に商業・工業との連携を強め、生産性の高い産業の育成に力を入れます。



財源からのアプローチ 3

変化の激しい産業経済分野での安定的な財源遠野市産業振興基金の設置

切れ目なくきめ細やかな支援を行うため、同基金を設置。財源確保のために平成29年度から積み立てをしており、現在1億円の予算が確保されています。今後も同様に積み立てていくと同時に、国からの補助や民間・金融機関の融資を得て、雇用環境の整備を行っていきます。



遠野市産業振興条例の愛称 なりわい条例に決定！

同条例の愛称を決めるため、2月に開催された遠野スタイル総合力推進フォーラムの会場で、アンケート調査を実施。審査の結果、「なりわい条例」が愛称として決定しました。

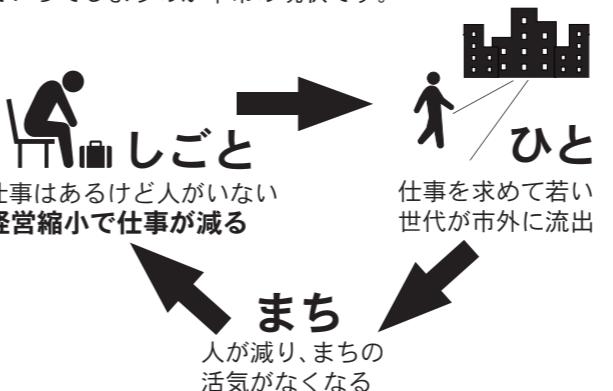
産業の振興は、まちの発展や生活の向上に欠かすことができません。全市的に取り組み、活力ある地域を目指しましょう！

「制度」のアプローチとしては、今年の4月に、基本的な枠組みとなる産業振興条例を制定。市・事業者・市民の役割を明確化し、「財政」「行政」「金融」「税制」の4つの措置で産業を盛り上げていきます。「財源」のアプローチでは、産業振興基金を活用。設備投資や商品開発、担い手育成事業の予算として充当していきます。「組織」のアプローチとして、市は農業と商業を合わせた産業部を新設。市・事業、研究機関、金融機関とより素早く、密に協力連携を取るためにスピード感を持つて対応していくます。

遠野市の現状

仕事はあるけど人がいない！

有効求人倍率は年々増加しています。しかし、仕事があっても、その仕事を引き受けてくれる人がいません。仕事を減らすと、「仕事がない」と若い人たちが市外に出ていってしまうのが本市の現状です。



地方創生で目指すこと

「しごと」と「ひと」の好循環による「まち」の活性化

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を作り出し、その好循環を維持していくため、制度・組織・財源の3つの視点からアプローチします。

